

# 山梨県公報

第七百十八号

平成十八年

十一月三十日

木曜日

## 目次

市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示(三件).....	八五一
市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示(二件).....	八五一
結核予防法に基づく医療機関の指定.....	八五一
土地収用事業の認定.....	八五二
道路の区域変更(二件).....	八五三
道路の供用開始(二件).....	八五三
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	八五四
建築基準法に基づく道路位置指定.....	八五四
<b>公 告</b>	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	八五四
<b>公安委員会</b>	
道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務.....	八五五
警備員指導教育責任者講習の実施について.....	八五五

## 告 示

### 山梨県告示第五百八十五号

平成十八年三月一日に東八代郡中道町及び西八代郡上九一色村を廃し、中道町並びに上九一色村大字梯及び古閑の区域を甲府市に編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第二号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

二〇〇、〇九七

### 山梨県告示第五百八十六号

平成十八年三月十五日に北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域を北杜市に編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

四八、一四四

### 山梨県告示第五百八十七号

平成十七年十一月一日に塩山市、東山梨郡勝沼町及び同郡大和村を廃し、その区域をもつて甲州市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

三五、九二二

### 山梨県告示第五百八十八号

平成十八年二月二十日に中巨摩郡玉穂町、同郡田富町及び東八代郡豊富村を廃し、その区域をもつて中央市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、中巨摩郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一六、七六四

### 山梨県告示第五百八十九号

平成十八年三月一日に西八代郡上九一色村を廃し、上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を南都留郡富士河口湖町に編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、南都留郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

四八、九〇五

### 山梨県告示第五百九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
医療法人南斗六星会 加田クリニック	甲州市塩山下於首千百三十三番地二
望月内科クリニック	笛吹市御坂町井之上八百十九番地一
みやび御坂薬局	笛吹市御坂町井之上八百十九番地六

山梨県告示第五百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

富士吉田市

二 事業の種類

（仮称）富士吉田市民文化エリア第二駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 富士吉田市緑ヶ丘二丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

（仮称）富士吉田市民文化エリア第二駐車場整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十八年度から国土交通省の補助金を受け、財政措置を講じており、

「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

（一）申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、富士吉田市民会館及び富士五湖文化センターの老朽化による建替え及び改修工事により、敷地内の駐車場が減少することから、新たに駐車場を確保するため実施するものである。

本事業が完成すると、施設利用者の駐車場の確保が図られ、利便性の向上や安全の確保を図られる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

（二）申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、起業者は、工事にあたっては、周辺住民の日常生活等に十分配慮し、騒音、振動等の発生を抑えるため、低音重機を使用することとしている。また、土曜、日曜日には工事を行わないこととし、周辺住民をはじめ市民に対して注意を促し、周知徹底を図る等、適切な対策を講じるものと認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、富士吉田市教育委員会によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる文化財は見受けられない。

（三）代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

（四）比較衡量

（一）で述べた得られる公共の利益と（二）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、（三）で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

（一）申請事業を早期に施行する必要性

現在の施設は、芸術、文化及び生涯学習等の市民活動の拠点であるが、建築後三十年以上が経過し、施設、設備の老朽化が著しく、利用者の要望に十分に対応できない状況であるため、利便性の向上や安全の確保を図る必要がある。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、施設の建替え及び改修に伴い不足となる駐車スペースであり、一台分の広さは国土交通省の定めた「駐車場設計・施工指針」から積算した規模としており必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士吉田市役所都市産業部都市政策課

山梨県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------	-----------------	--------------

甲府市和田町字村ノ内二八二八番の一地先から  
甲府市小松町字永井町四一四番の六地先まで

旧	六・三丁 七・〇	一四・〇
新	六・五丁 七・五	一四・〇

山梨県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市大字鶴島字下田野入四二二番地 先から 上野原市大字鶴島字飯米場四四八番の九地先まで		旧 三・〇 二二・〇	三・〇 二二・〇	三七一・〇 三七一・〇
		新 一〇・五 一三五・〇	一〇・五 一三五・〇	三七一・〇 三七一・〇

山梨県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

一般国道	四二一号	甲府市中央五丁目八一番地先から 甲府市中央五丁目二番の一地 先まで	一一・〇	平成十八年 十一月三十 日
------	------	---	------	---------------------

**山梨県告示第五百九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に  
おいて、この告示の日から平成十八年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊 一八九八番の一地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字前田 一八〇〇番の三地先まで	六七・三	平成十八年 十一月三十 日

**山梨県告示第五百九十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称  
増穂町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称  
増穂都市計画下水道事業増穂町公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和六十二年十二月十日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分  
平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十五年山梨県告示第六十一号及び平成十八年山梨県告示第六十六号の事業地に、増穂町大字大柗字淵端及び字下河原並びに大字青柳町字内河原及び字整理地の各一部を加え、大字大柗字上河原及び字中河原の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分  
変更なし

**山梨県告示第五百九十七号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
甲斐市龍地字着物沢四七〇一番七、四七〇七番四
- 二 道路の幅員  
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
二五・九二メートル

**公 告**

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十八年十一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
笛吹市境川町大坪字小町田五七三の一、五七三の五、五七六の四、五七九の二、六〇二の二、六〇二の三、六〇三の二、六〇三の三、六〇六の四、六〇六の五、六〇六の六、六一〇の一、六一〇の四、六一〇の五、六一二の一、六一二の二、六一六、六

一七、六一九、六二一の一、六二六の一、六三〇、六三〇の二、六三〇の三、六三〇の四、六三〇の五、六三〇の六、六三四、六三五の一、六三九、六四〇、六四一の一及び六四四の一並びに石橋字下穂垂一三三九の二、一三三九の三、一三四〇の二、一三四〇の三、一三四〇の六、一三四〇の七、一三五四の五、一三五六の三、一三五六の四、一三六二の二の一部及び一三六二の三の一部の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 笛吹市御坂町下黒駒千三百三十番地 株式会社笛吹 代表取締役 田原勝代

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第百二十四号

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)第二条の表の五の項の上欄の規定による山梨県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、平成十九年六月一日から適用する。

平成十八年十一月三十日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

路線	区間
一 国道二十号	山梨県の全域
二 国道五十二号	山梨県の全域
三 国道百三十七号	山梨県の全域

四 国道百三十八号	山梨県の全域
五 国道百三十九号	山梨県の全域
六 国道百四十号	山梨県の全域
七 国道百四十一号	山梨県の全域
八 国道三百五十八号	山梨県の全域

### ●警備員指導教育責任者講習の実施について

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年国家公安委員会規則第十八号)附則第二条に基づく警備業務(昭和四十七年法律百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成十八年十一月三十日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 区分及び実施日時

(一) 法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年一月十八日(木)から同月二十三日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで。ただし、二十三日は午前九時から午後三時までとする。

(二) 法第二條第一項第二号に規定する警備業務(第一回)

平成十九年二月六日(火)及び同月七日(水)の午前八時三十分から午後五時まで

(三) 法第二條第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年二月二十日(火)及び同月二十一日(水)までの午前八時三十分から午後五時まで

(四) 法第二條第一項第二号に規定する警備業務(第二回)

平成十九年三月五日(月)及び同月六日(火)の午前八時三十分から午後五時まで

2 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三一）

二 受講定員  
各三十人

三 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の法第十条の第三項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受理専用電話以外での受付は行わない。）

(二) 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行う。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

ア 一(一)の法第二条第一項第一号に規定する警備業務

平成十八年十二月十四日（木）及び同月十五日（金）の午前九時から午後五時まで

イ 一(二)の法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年一月十一日（木）及び同月十二日（金）の午前九時から午後五時まで

ウ 一(三)の法第二条第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年一月二十五日（木）及び同月二十六日（金）の午前九時から午後五時まで

エ 一(四)の法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年二月八日（木）及び同月九日（金）の午前九時から午後五時まで

2 受講申込手続

1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

ア 一(一)の法第二条第一項第一号に規定する警備業務  
平成十八年十二月十八日（月）から同月二十日（水）までの午前九時から午後五時まで

イ 一(二)の法第二条第一項第二号に規定する警備業務  
平成十九年一月十五日（月）から同月十七日（水）までの午前九時から午後五時まで

ウ 一(三)の法第二条第一項第三号に規定する警備業務  
平成十九年一月二十九日（月）から同月三十一日（水）までの午前九時から午後五時まで

エ 一(四)の法第二条第一項第二号に規定する警備業務  
平成十九年二月十三日（火）から同月十五日（木）までの午前九時から午後五時まで

提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

イ 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚

ウ 旧資格者証の写し

エ 代理人が受講申込書を提出する場合は、本人からの委任状

(三) 受講手数料

次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 二万三千元

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 一万四千元

ウ 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 一万四千元

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）に提出し、受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会（所在地 甲府市宝一丁目二番二〇号）に委

託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

- 1 講習初日は、法第二条第一項第一号に規定する警備業務の区分に係る講習を受講する者は午前八時三十分から午前八時五十分までに、法第二条第一項第二号及び第三号に規定する警備業務の区分に係る講習を受講する者は午前八時から午前八時二十分までに受付を済ませること。
- 2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。
- 3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番